第二十章　中小企業

第二十・一条　目的

両締約国は、この章の規定及びこの協定の他の規定であって、中小企業に関連する事項についての両締約国間の協力を促進することを追求し、又は中小企業にとって特に利益となる可能性のあるものの重要性を認識する。

第二十・二条　情報共有

1　各締約国は、公にアクセス可能な自国のウェブサイトであって、この協定に関する次の事項を含む情報を有するものを開設し、又は維持する。

(a)　この協定の本文（全ての附属書、特に、関税率表及び品目別原産地規則を含む。）

(b)　この協定の概要

(c)　次の事項を含む中小企業のための情報

(i)　中小企業に関連すると認めるこの協定の規定の説明

(ii)　この協定によって与えられる機会から利益を得ることに関心を有する中小企業にとって有用であると認める追加的な情報

2　各締約国は、1に規定する自国のウェブサイトに次のウェブサイトへのリンクを含める。

(a)　他方の締約国の同様のウェブサイト

(b)　自国の政府当局その他適当な団体のウェブサイトであって、自国において貿易、投資又はビジネスを行うことに関心を有する者にとって有用であると認める情報を提供するもの

(c)　日欧産業協力センター又はその後継機関のウェブサイト

3　各締約国は、自国のウェブサイトにリンクされた2(b)に定めるウェブサイトが次の事項に関する情報を提供することを確保する。

(a)　関税法令及び税関手続並びに自国の関税領域への輸入、自国の関税領域からの輸出又は自国の関税領域における通過のために必要とされる手続、実務上の手順、書式、文書その他の情報についての説明

(b)　知的財産権に関する法令（知的財産権に関する手続を含む。）

(c)　強制規格及び適合性評価手続

(d)　輸入及び輸出に関連する衛生植物検疫措置

(e)　第十・四条の規定による政府調達のための公示及び他の関連する情報

(f)　企業の登記に関する手続

(g)　該当する場合には、輸入手続において徴収される税

(h)　中小企業にとって有用であると認める他の情報

4　各締約国は、1に規定する自国のウェブサイトに、関税品目表の番号によって電子的に検索可能なデータベースであって、適当と認める場合には自国の市場へのアクセスに関する次の情報を含むものへのリンクを含める。

(a)　自国が他方の締約国の原産品に適用する関税率、実行最恵国税率及び自国が設定した関税割当て

(b)　輸入及び輸出について又はこれらに関連して課される税関手数料その他の手数料（品目別手数料を含む。）

(c)　その他関税措置

(d)　原産地規則

(e)　関税の払戻し若しくは納期限の延長又は関税を削減し、還付し、若しくは免除する他の種類の救済

(f)　物品の課税価額の決定に用いる基準

(g)　原産国の表示の要件（表示の配置及び方法を含む。）

(h)　その他関連する措置

5　一方の締約国は、1から4までに規定する情報及びリンクが最新かつ正確であることを確保するため、定期的に又は他方の締約国によって要請された場合には、当該情報及びリンクを見直す。

6　各締約国は、この条の規定に従って提供される情報が中小企業にとって利用しやすい態様で表示されることの確保に向けて努力する。各締約国は、当該情報を英語により入手可能なものとするよう努める。

7　いずれの締約国の者も、1から4までの規定に従って提供される情報を利用するに当たり、いかなる手数料も課されない。

第二十・三条　中小企業連絡部局

1　一方の締約国は、この協定の効力発生の日に、この章の規定を実施するための連絡部局（以下この章において「中小企業連絡部局」という。）を指定し、及び中小企業連絡部局の関係職員に関する情報を含む連絡先の詳細を他方の締約国に通報する。両締約国は、相互に、当該連絡先の詳細の変更を速やかに通報する。

2　中小企業連絡部局は、各締約国の規則及び手続に従って次の任務を有する。

(a)　この協定の実施に当たり、中小企業のニーズが考慮されることを確保すること。

(b)　中小企業のための貿易及び投資の機会を増大させるため、中小企業に関連する事項に関する両締約国間の協力を強化する方法を検討すること。

(c)　各締約国の中小企業がこの協定による新たな機会を利用することを可能にするための方法を特定し、及びそのための情報を交換すること。

(d)　前条の規定の実施を監視すること及び各締約国が提供する情報が最新であり、かつ、中小企業に関連するものであることを確保すること。

(e)　合同委員会に対し、中小企業連絡部局の活動に関する報告書を定期的に提出し、及び適当な勧告を行うこと。

(f)　この協定の対象となるその他の事項であって中小企業に関連するものについて検討すること。

3　中小企業連絡部局は、各締約国の規則及び手続に従い、合同委員会に対し、両締約国が前条に規定するそれぞれのウェブサイトに追加的な情報を掲載することを勧告することができる。

4　中小企業連絡部局は、この協定の実施に関連して中小企業が関心を有するその他の事項に対処するよう努める。そのような対処には、次に定めることによるものを含む。

(a)　中小企業に関連する事項についてこの協定の実施を監視するに当たり両締約国を支援するため情報を交換すること。

(b)　作業の重複を避けつつ、この協定に基づいて設置される専門委員会及び作業部会の作業（規制に関する協力に関する事項及び関税以外の問題に関する事項を含む。）に参加すること並びにこれらの専門委員会及び作業部会に対し、それぞれが権限を有する分野において、中小企業が特に関心を有する特定の事項を提示すること。

(c)　両締約国間の貿易及び投資に従事する中小企業の能力を向上させるための相互に受入れ可能な解決を検討すること。

5　中小企業連絡部局は、必要に応じて会合するものとし、適当な連絡経路（電子メール、ビデオ会議その他の方法を含めることができる。）を通じて活動を行う。

6　中小企業連絡部局は、その活動を行うに当たり、適当な場合には、中小企業の分野の専門家及び外部の機関と協力することを追求することができる。

第二十・四条　紛争解決

この章の規定は、次章の規定による紛争解決の対象とならない。